

正規職員給与等に関する実施要領（内規）

（平成 24 年 4 月 1 日）

（目的）

第 1 条 この内規は、正規職員給与規程（以下「規程」という。）の規定に基づく職務の級、初任給、昇格、昇給等について、小諸市の規程に準用するほか会長が定めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（給料表及びその適用）

第 2 条 規程第 5 条に定める給与表は別表第 1 のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前項の給与表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の名称は、別表第 2 の等級別基準職務表に定めるところによる。

（初任給）

第 3 条 新たに職員となった者の給料表の格付けは、別表第 3 の初任給の格付運用基準表により決定する。

2 新たに職員となった者が経験を有するときは、別表第 4 の経験年数換算表により換算して得た年数を基準として、次の各号の規定に従い決定する。

（1）前歴換算年数の算定は、別表第 4 の経験年数換算表により会長が定める。

（2）経験年数換算表に定める経験年数を有する者の号俸は、当該経験年数の月数を 12 月（その者の経験年数の内 5 年を超える経験年数の月数にあっては 18 月）で除した数（1 未満の端数は切り捨てた数）に 4 を乗じて得た数を加えた数を号俸とする。

（3）前各号の規定にかかわらず、著しく在職者との均衡を欠く場合は、会長が勘案し決定するものとする。

（昇給）

第 4 条 職員の昇給は、現に受けている号俸を受けるに至った時から 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、次に定める号俸数とする。この場合において第 3 号に掲げる職員のうち会長が昇給させることが相当でないと認めるもの及び高齢層職員（56 歳以上の職員）は昇給しない。

（1）勤務成績が特に良好である職員 6 号俸以上（高齢層職員にあっては、2 号俸以上）

（2）勤務成績が良好である職員 4 号俸（高齢層職員にあっては、1 号俸以上）

（3）勤務成績が良好であると認められない職員 3 号俸以下

2 第 1 項の規定による昇給の時期は、1 月 1 日とする。

3 前年の昇給日以降に新たに職員になったものの昇給の号俸数は、第 1 項の規定にかか

ならず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸数を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

- 4 休職及び休業中の者は、その期間において前各項の規定にかかわらず昇給の資格を有しない。

（昇格）

第5条 職員を昇格させる場合は、その職務に応じ次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上の職務の級に決定するものとする。ただし、別表第5に定める昇格運用基準表に定める必要在級年数を有しており、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

- 3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし職務の特殊性等により、その在級する年数が1年に満たない職員を特に昇格させる必要がある場合は、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

- 4 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第6に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

（給料の支給方法等）

第6条 給料の支払いは法律によって特に認められた場合または法人と職員及び職員の代表との協定で定められたものをその給与から差し引く場合を除き、その全額を支払わなければならない。

- 2 給料の支払いは原則通貨をもって直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意により職員が指定する本人名義の金融機関の預金口座に振り込むことができる。

- 3 規程第7条及び前2項に定めるほか、職員の休業、非常時等の支払い方法、遺族の範囲等については小諸市の規程を準用し、会長が別に定める。

（扶養手当）

第7条 規程第8条による扶養手当の額は別表第7のとおりとする。

（通勤手当）

第8条 規程第9条第2項による通勤手当額は別表第8のとおりとする。

- 2 新たに職員になった場合、通勤の方法、又は通勤の経路変更となった職員は直ちに変更

届出をしなければならない。

3 通勤手当の支給開始及び停止は、月の初日を基準とし、日割り計算は行わない。

(住居手当)

第9条 規程第10条による住居手当は別表第9に定める額とする。

2 新たに職員となって手当の支給を受けようとする場合及び手当の支給要件に該当しなくなった場合、並びに手当の支給を受けている職員で家賃等の額が変更となった場合は、当該変更事由を証明する書類の写しを添付し直ちに届出をしなければならない。

3 住宅手当の支給開始および停止は月の初日を基準とし、日割り計算は行わない。

(超過勤務手当)

第10条 規程第12条に定める超過勤務手当の額及び支給方法については、別表第10のとおりとする。

(期末手当)

第11条 規程第13条に定める期末手当の額は、別表第11により得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

(勤勉手当)

第12条 規程第14条に定める勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という)に職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という)を乗じて得たものとする。

2 勤勉手当の額の算出は、別表第11による。

3 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第12に定める割合とする。期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 休職とされていた期間
- (2) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く)により勤務しなかった期間から週休日並びに休日等及び年末年始等(以下「週休日等」という)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (3) 介護休暇等の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (4) 育児休業法等の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である職員を除く)として在職した期間については、その全期間
- 4 成績率は、職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、各号に定める範囲内において、会長が定めるものとする。
- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 勤務成績が優秀な職員 | 1. 000 + 0.05 |
| (2) 勤務成績が良好な職員 | 1. 000 |
| (3) 勤務成績が良好でない職員 | 1. 000 - 0.05 |

(寒冷地手当)

第13条 規程第15条に定める寒冷地手当の額及び支給方法は別表第13のとおりとする。

(処遇改善手当)

第14条 規程第16条に定める処遇改善手当の額は、国の福祉・介護職員等特定処遇改善加算等制度による加算見込額の範囲において、正規職員又は嘱託・パート職員の別に会長が定めた額とする。

- 2 支給対象者は、正規職員又は嘱託・パート職員の別を問わず、国の定めた制度の対象職種職員とする。
- 3 手当の支給方法は、給与規定に定める給与の支給日に支給する。なお、支給日に在籍していないものについては、支給しない。

(特殊勤務手当)

第15条 規程第11条に定める特殊勤務手当は、待機手当とする。

- 2 前項に規定する特殊勤務手当の支給範囲及び額は次のとおりとする。
- (1) 地域包括支援センター業務に従事する職員のうち、午後5時15分から翌朝午前8時30分までの間又は休日の午前8時30分から午後5時15分までの間、及び休日の午後5時15分から翌朝午前8時30分までの間、待機を命ぜられた職員に対し、1回につき1,200円を支給する。
- ただし、12月31日から1月1日までの間に待機を命ぜられた職員の待機手当は2,400円とする。
- (2) 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(補足)

第16条 この内規の実施に必要な事項で定めのない事項については、小諸市の条例等の規定を準用する。

- 2 この内規に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

この内規は、平成24年4月1日から施行し、第2条別表第1は平成29年7月1日から、第3条別表第3については平成29年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年9月25日から施行する。ただし、別表第7（第9条関係）は平成30年4月1日より適用する。第1表は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、別表第5（昇格等運用基準表）及び別表第6（昇格時号俸対応表）の適用については、施行日から令和5年1月1日までの間に昇格する者は、別に会長が定める昇給調整を行うものとする。

附 則

この内規は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、別表第1（第2条関係）からの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び号級に応じて同表に定める号級とする。

別表

旧号俸	新 号 俸		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	2
11	7	3	3
12	8	4	4
13	9	5	5
14	10	6	6
15	11	7	7
16	12	8	8
17	13	9	9
18	14	10	10
19	15	11	11
20	16	12	12
21	17	13	13
22	18	14	14
23	19	15	15
24	20	16	16
25	21	17	17
26	22	18	18
27	23	19	19
28	24	20	20
29	25	21	21
30	26	22	22
31	27	23	23
32	28	24	24
33	29	25	25
34	30	26	26
35	31	27	27
36	32	28	28
37	33	29	29
38	34	30	30
39	35	31	31

40	36	32	32
41	37	33	33
42	38	34	34
43	39	35	35
44	40	36	36
45	41	37	37
46	42	38	38
47	43	39	39
48	44	40	40
49	45	41	41
50	46	42	42
51	47	43	43
52	48	44	44
53	49	45	45
54	50	46	46
55	51	47	47
56	52	48	48
57	53	49	49
58	54	50	50
59	55	51	51
60	56	52	52
61	57	53	53
62	58	54	54
63	59	55	55
64	60	56	56
65	61	57	57
66	62	58	58
67	63	59	59
68	64	60	60
69	65	61	61
70	66	62	62
71	67	63	63
72	68	64	64
73	69	65	65
74	70	66	66
75	71	67	67

76	72	68	68
77	73	69	69
78	74	70	70
79	75	71	71
80	76	72	72
81	77	73	73
82	78	74	74
83	79	75	75
84	80	76	76
85	81	77	77
86	82	78	78
87	83	79	79
88	84	80	80
89	85	81	81
90	86	82	82
91	87	83	83
92	88	84	84
93	89	85	85
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94	90	
99	95	91	
100	96	92	
101	97	93	
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		

112	108		
113	109		

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（令7内規・全改正）

〈給与表〉

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
正 規 職 員 ・ 会 計 年 度 雇 用 職 員		円	円	円	円	円
	1	199,800	247,000	282,000	316,200	339,500
	2	200,900	248,300	283,000	317,700	341,300
	3	202,200	249,700	284,000	319,200	343,100
	4	203,300	251,200	285,100	320,600	344,900
	5	204,400	252,600	286,100	322,000	346,600
	6	206,200	254,000	287,100	323,100	348,400
	7	207,800	255,500	288,000	324,200	350,100
	8	209,400	256,900	289,000	325,400	351,700
	9	211,000	258,300	290,100	326,600	353,400
	10	212,700	259,500	291,100	328,200	355,100
	11	214,300	260,900	292,100	329,900	356,800
	12	216,000	262,200	293,100	331,500	358,500
	13	217,500	263,400	294,100	332,900	360,000
	14	219,200	264,600	295,500	334,600	361,600
	15	221,000	265,900	296,800	336,200	363,300
	16	222,700	267,100	298,000	337,800	364,800
	17	223,900	268,200	299,300	339,300	366,200
	18	225,500	269,300	300,600	341,000	368,000
	19	227,200	270,500	301,800	342,600	369,600
	20	228,700	271,600	303,000	344,300	371,200
	21	230,200	272,500	304,000	345,700	372,300
	22	231,900	273,500	305,300	347,400	373,900
	23	233,500	274,500	306,500	349,200	375,400
	24	235,100	275,600	307,800	350,800	376,900
	25	236,800	276,600	309,200	352,000	378,700
	26	238,500	277,500	310,200	354,000	380,500
27	239,800	278,300	311,200	355,700	382,100	

28	241,200	279,200	312,200	357,300	383,900
29	242,500	280,100	313,300	358,900	385,300
30	243,600	280,900	314,600	360,500	386,600
31	244,700	281,700	315,700	362,100	387,900
32	245,900	282,400	316,900	363,800	389,300
33	247,000	283,100	318,000	365,500	390,400
34	247,900	283,900	319,400	367,300	391,300
35	248,800	284,800	320,700	369,200	392,300
36	249,800	285,400	322,000	371,000	393,400
37	250,900	286,100	323,200	372,500	394,200
38	251,800	286,900	324,600	374,000	395,100
39	252,700	287,600	325,900	375,400	396,000
40	253,500	288,300	327,200	376,800	396,800
41	254,300	289,000	328,500	378,400	397,700
42	255,100	289,800	329,800	379,200	398,500
43	255,700	290,500	331,100	380,100	399,300
44	256,300	291,200	332,200	381,100	400,000
45	257,000	291,900	333,100	382,000	400,700
46	257,600	292,500	334,500	383,200	401,400
47	258,200	293,200	335,800	384,100	402,100
48	258,800	293,800	337,100	385,100	402,900
49	259,300	294,600	338,200	386,000	403,400
50	260,000	295,200	339,600	386,700	404,000
51	260,600	295,900	340,800	387,400	404,600
52	261,100	296,600	342,000	388,100	405,300
53	261,500	297,100	343,400	388,500	405,700
54	261,900	297,700	344,400	389,100	406,300
55	262,200	298,300	345,500	389,700	406,900
56	262,500	299,000	346,600	390,400	407,500
57	262,800	299,700	347,300	390,700	407,900
58	263,100	300,300	348,300	391,400	408,500
59	263,400	300,900	349,000	392,100	409,100
60	263,700	301,600	349,800	392,800	409,600
61	264,000	302,200	350,600	393,100	410,000
62	264,300	302,800	351,000	393,600	410,500
63	264,600	303,300	351,500	394,200	411,000

64	265,000	303,800	352,200	394,800	411,600
65	265,300	304,400	353,000	395,100	411,900
66	265,600	305,000	353,800	395,700	412,400
67	265,900	305,500	354,500	396,400	412,700
68	266,200	306,100	355,100	397,000	413,100
69	266,500	306,500	355,600	397,500	413,400
70	266,800	307,000	356,200	398,000	413,700
71	267,100	307,500	356,700	398,600	414,000
72	267,400	308,100	357,300	399,100	414,200
73	267,700	308,600	357,600	399,600	414,400
74	268,000	309,100	358,200	400,200	414,700
75	268,300	309,400	358,500	400,600	415,000
76	268,600	309,700	358,900	400,900	415,200
77	268,900	309,900	359,300	401,300	415,400
78	269,200	310,200	359,800	401,800	415,700
79	269,500	310,400	360,300	402,300	416,000
80	269,900	310,700	360,800	402,700	416,200
81	270,200	310,900	361,100	403,100	416,400
82	270,500	311,100	361,500	403,600	416,700
83	270,800	311,400	361,900	404,000	417,100
84	271,100	311,600	362,300	404,400	417,300
85	271,400	311,900	362,600	404,700	417,500
86	271,700	312,100	363,100	405,200	
87	272,000	312,400	363,500	405,600	
88	272,300	312,700	363,900	406,000	
89	272,600	313,000	364,100	406,300	
90	272,900	313,300	364,500	406,800	
91	273,200	313,600	364,900	407,300	
92	273,500	314,000	365,300	407,700	
93	273,800	314,200	365,500	408,000	
94		314,400	365,800		
95		314,700	366,200		
96		315,100	366,500		
97		315,300	366,800		
98		315,600	367,200		
99		315,900	367,600		

100		316,300	368,100		
101		316,500	368,600		
102		316,800	369,000		
103		317,100	369,400		
104		317,400	369,800		
105		317,600	370,300		
106		317,900	370,700		
107		318,200	371,000		
108		318,500	371,300		
109		318,700	371,700		
110		319,100			
111		319,500			
112		319,800			
113		320,000			
114		320,200			
115		320,500			
116		320,900			
117		321,100			
118		321,300			
119		321,600			
120		321,900			
121		322,200			
122		322,400			
123		322,700			
124		323,000			
125		323,300			

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第2条関係)

〈等級別基準職務表〉

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 担当係長の職務

5 級	次長の職務
-----	-------

別表第 3 (第 3 条関係)

〈初任給の格付運用基準表〉

試験 (専攻) 級	学歴・免許等	初任給
上 級	大学卒	1 級 2 5 号
中 級	短大卒	1 級 1 5 号
初 級	高校卒	1 級 5 号

別表第 4 (第 3 条関係)

〈経験年数換算表〉

経 歴	換 算 率	
社会福祉協議会・市町村またはこれに準ずる福祉関係団体等の職員	職員の職務と種類が類似・関係する職務に従事した期間	1 0 0 ~ 8 0 / 1 0 0
	その他の期間	7 0 / 1 0 0
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	8 0 / 1 0 0
	その他の期間	6 0 / 1 0 0
その他 (保有する能力)	特殊な技術、知識または経験を必要とする職務に従事し、その経験と能力が直接職務に+役立つと、会長が特に認める期間	8 0 / 1 0 0
	技能、労務等その他の期間で、その経験が職務に活かされると、会長が特に認める期間	5 0 / 1 0 0

*換算後の年数の小数点以下は切り捨てる。

別表第 5 (第 5 条関係)

〈昇格等運用基準表〉

職務の級	在 級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
上級		4 年	7 年	担当係長	次 長

中級		7年	6年	係長	
初級		9年	6年		

別表第6（第5条関係）

〈昇格時号俸対応表〉

昇格した日の前日に 受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	1	1	10
19	1	1	1	11
20	1	1	1	12
21	1	1	1	13
22	1	2	2	14
23	1	3	3	15
24	1	4	4	16
25	1	5	5	17
26	1	6	6	18
27	1	7	7	19
28	1	8	8	20
29	1	9	9	21

30	1	10	10	22
31	1	11	11	23
32	1	12	12	24
33	1	13	13	25
34	2	14	14	26
35	3	15	15	27
36	4	16	16	28
37	5	17	17	29
38	6	18	18	30
39	7	19	19	31
40	8	20	20	32
41	9	21	21	33
42	10	22	22	34
43	11	23	23	35
44	12	24	24	36
45	13	25	25	37
46	14	26	26	38
47	15	27	27	39
48	16	28	28	40
49	17	29	29	41
50	18	30	30	42
51	19	31	31	43
52	20	32	32	44
53	21	33	33	45
54	21	33	34	46
55	22	34	35	47
56	22	34	36	48
57	23	35	37	49
58	23	35	37	50
59	24	36	37	51
60	24	36	38	52
61	25	37	38	53
62	25	38	38	54
63	26	39	39	55
64	26	40	39	56
65	27	41	39	57

66	27	41	40	58
67	28	42	40	59
68	28	42	40	60
69	29	43	41	60
70	29	43	41	60
71	29	44	41	60
72	30	44	42	60
73	30	45	42	61
74	30	45	42	61
75	31	45	43	61
76	31	45	43	61
77	31	45	43	61
78	32	46	44	62
79	32	46	44	62
80	32	46	44	62
81	33	46	45	63
82	33	46	45	64
83	33	47	45	65
84	34	47	45	66
85	34	47	46	67
86	34	47	46	68
87	35	47	46	69
88	35	48	46	70
89	35	48	47	71
90	36	48	47	72
91	36	48	47	73
92	36	48	47	74
93	37	49	47	75
94		49	47	
95		49	47	
96		49	48	
97		49	48	
98		50	48	
99		50	48	
100		50	48	
101		50	48	

102		50	48	
103		51	49	
104		51	49	
105		51	49	
106		51	49	
107		51	49	
108		52	49	
109		52	49	
110		52		
111		52		
112		52		
113		52		
114		52		
115		52		
116		52		
117		53		
118		53		
119		53		
120		53		
121		53		
122		53		
123		53		
124		53		
125		53		

別表第7（第7条関係）

〈扶養手当の額〉

区 分	支給月額
満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子1人につき	13,000円 令和7年度に限り11,500円
満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子1人につき	5,000円加算
配偶者	令和7年度に限り3,000円

子以外の扶養親族 1 人につき (扶養親族) ・満 60 歳以上の父母 ・満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹、孫 ・重度心身障がい者	6,500
--	-------

別表第 8 (第 8 条関係)

〈通勤手当〉

区分	支給月額	
交通機関 バス・電車等利用	・6 か月定期券等の価額による一括支給を基本とし、55,000 円まで全額支給 ・かたみち 2 km 以上の通勤距離を要する。	
交通用具 自家用車等利用	片道 2 Km～ 5 Km未満	3,100 円
	5 Km～ 7 Km	4,500 円
	7 Km～ 10 Km	5,900 円
	10 Km～ 15 Km	8,800 円
	15 Km～ 20 Km	11,980 円
	20 Km～ 25 Km	14,700 円
	25 Km～ 30 Km	18,100 円
	30 Km～ 35 Km	21,500 円
	35 Km～ 40 Km	24,900 円
	40 Km以上	28,300 円

別表第 9 (第 9 条関係)

〈住居手当〉

区 分	支 給 月 額
月額 12,000 円を 超える家賃を払 っている者 (借家等)	(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 ・家賃の月額から 12,000 円を控除した額 (その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てた額) (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、 16,000 円) を 11,000 円に加算した額 (その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てた額)

別表第10（第10条関係）

〈超過勤務手当〉

区分	勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額との比率	
祝日・年末年始を除く	① 午後10時から翌日午前5時までの勤務時間	150/100
	② ①以外の勤務時間	125/100
勤務を要しない日	① 午後10時から翌日午前5時までの勤務時間	160/100
	② ①以外の勤務時間	135/100
祝日・年末年始	① 午後10時から翌日午前5時までの勤務時間	160/100
	② ①以外の勤務時間	135/100

勤務1時間当たりの給料額の計算方法は、小諸市の規程に定める方法による。

別表第11（第11条・第12条関係）

〈期末・勤勉手当〉

支給 月日	支給 率	区 分	内 訳
6月 21日	2.325	期末手当	(基本給+扶養手当+基本給×職務加算率) × <u>1.2625</u> か月
		勤勉手当	(基本給+基本給×職務加算率) × <u>1.0625</u> か月
12月 21日	2.325	期末手当	(基本給+扶養手当+基本給×職務加算率) × <u>1.2625</u> か月
		勤勉手当	(基本給+基本給×職務加算率) × <u>1.0625</u> か月

※ 職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮して会長が定める「職務加算率」は4級及び5級に在職する職員で5%とする。

※ 計算上1円未満の端数は切り捨てた数とする。

別表第12（第12条関係）

（勤勉手当期間率）

勤務期間	割合
6箇月	100/100
5箇月15日以上6箇月未満	95/100
5箇月以上5箇月15日未満	90/100
4箇月15日以上5箇月未満	80/100
4箇月以上4箇月15日未満	70/100
3箇月15日以上4箇月未満	60/100
3箇月以上3箇月15日未満	50/100

2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	40/100
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	30/100
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	20/100
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	15/100
15 日以上 1 箇月未満	10/100
15 日未満	5/100
0	0

別表第 13 (第 13 条関係)

〈寒冷地手当〉

11 月から翌年 3 月までの 5 か月間、給料の支給方法に準じて (月額分) 支給

年 度	世帯等の区分		
	扶養親族がある職員	準世帯主である職員 (世帯主で扶養親族 のない職員)	その他の職員
令和 8 年度	16,000 円	9,000 円	6,000 円
令和 9 年度	15,000 円	8,000 円	6,000 円
令和 10 年度以降	14,000 円	8,000 円	6,000 円